

## 第 1 3 0 回 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和 4 年 1 月 1 8 日（火）午前 1 0 時 0 0 分
- 2 開会の日時 令和 4 年 1 月 1 8 日（火）午前 9 時 4 5 分
- 3 閉会の日時 令和 4 年 1 月 1 8 日（火）午前 1 0 時 4 8 分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目 2 番 4 号 岡山市東区役所 3 階 多目的ホール
- 5 出席委員の氏名並びに出席、欠席の別

出席 1 0 名 欠席 0 名

	氏 名	出欠の別		氏 名	出欠の別
会長（1）	浮田 孝允	出席	5	奥田 哲也	出席
職務代理人（6）	岸本 博	出席	7	串田 修	出席
2	大森 美也子	出席	8	今東 徳雄	出席
3	大森 勇二	出席	9	延澤 強哉	出席
4	岡本 五樹	出席	1 0	雪本 泰嗣	出席

### 6 農業委員以外の出席者

農地利用最適化推進委員 中区協議会副会長 石井 治夫  
 東区協議会長 岡崎 章二

事務局 担当局長 井上 満千夫 参事 佐藤 孝司  
 総務・農政担当課長 菱川 真輔 担当課長補佐 竹田 了久  
 農地担当係長 橋本 聡実 主任 川田 秀紀

### 7 傍聴者 0 名

### 8 議 題

第 1 号議案 農地関係申請等について

- 申 請 等
- （1）農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について
  - （2）農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について
  - （3）農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について
  - （4）転用事業計画変更承認申請について
  - （5）農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出について
  - （6）農業振興地域整備計画の変更に関する意見について（令和 3 年 8 月締分）

- 報 告
- （1）農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用届について
  - （2）農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届について
  - （3）農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知について
  - （4）農地法施行規則第 2 9 条第 1 号該当転用届について
  - （5）農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

申請等 (1) 農政関係等について

(2) その他

9 議事録署名委員の氏名

3番 大森 勇二

9番 延澤 強哉

10 議事の内容

議 長 みなさんご苦労様です。それでは、ただいまから第130回岡山市第二農業委員会総会を開会します。

議 長 本日の議事録署名委員を指名します。3番 大森 勇二委員、9番 延澤 強哉委員をお願いします。

議 長 それでは議案の審議の前に、議案の訂正等がありますか。

橋本係長 議案の訂正はありません。

以上です。

議 長 それでは、申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

川田主任 1番、増反による所有権移転です。受人は現在、約1.3ヘクタール耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

2番、増反による所有権移転です。受人は現在、約18.8アール耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、許可後、農業委員会が定める下限面積30アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議 長 中区協議会の協議の様様を石井協議会副会長さん、ご報告願います。

石井推進委員 1番と2番の2件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議 長 中区協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 ありません。

議 長 次に、事務局から東区の説明をお願いします。

橋本係長 1ページ3番、増反による所有権移転です。受人は現在、約7.7ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

4番、増反による所有権移転です。受人は現在、約1.5ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、

技術、地域との関係をもみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

5番、増反による所有権移転です。受人は現在、約73アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

6番、借入地の取得による所有権移転です。受人は現在、約45アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

7番、増反による所有権移転です。受人は現在、約1.9ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

8番、増反による所有権移転です。受人は現在、約1.2ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

9番、受贈による所有権移転で、持分を移転します。受人は現在、約1.6ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん、ご報告願います。

岡崎推進委員 3番から9番までの7件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 東区協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。  
全員 ありません。

議長 それでは、申請等(1)については、1番から9番までの9件を許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは、そのように決定します。

議長 次に、申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から東区の説明をお願いします。

橋本係長 2ページ1番、申請地はJR西大寺駅から300メートル以内の3種農地と判断

され、転用目的は農地改良工事による一時転用で、転用期間は許可日から令和4年2月28日までです。

申請人は現在、約63アールの農地を耕作する農業者ですが、ビニールハウスを建てて野菜を栽培するため、盛土をして、畑として利用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の様様を岡崎協議会長さん、ご報告願います。

岡崎推進委員 1番の1件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっております。引き続きのご審議をお願いします。

議長 東区協議会の報告がありました、委員さん、何かご意見がありますか。  
全委員 ありません。

議長 それでは、申請等(2)については、1番の1件を許可と決定してよろしいか。  
全委員 よろしい。

議長 それでは、そのように決定します。

議長 次に、申請等(3)農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

川田主任 3ページ1番、前回保留の案件です。申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は、自己専用住宅で所有権を移転します。

受人は、南区福浜町の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の勤務先に近く、家事と育児の両立がしやすい申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。前回は、申請地に残土が入っており、業者管理地を示す看板も設置されていたため、保留となっていました。今回は、残土と看板が撤去されたので、中区協議会では許可意見となっています。

2番、令和3年10月15日付けで農振除外済の案件です。申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で使用貸借権を設定します。

受人は、南区福島三丁目の借家に家族3人で居住していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったため、実家に隣接し、両親や高齢の祖母の面倒をみるうえで便利な、父と祖母所有の申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番から5番については、受人が同一のため同時に説明します。

令和3年10月15日付けで農振除外済の案件です。申請地は、いずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で、

3番は住宅敷地の所有権を一部移転、4番は住宅敷地の渡人の持分10分の1を使用貸借、5番は進入路敷地を使用貸借します。

受人は現在、中区山崎にある借家に家族3人で居住していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったため、妻の実家に近く、子どもの世話や将来親の面倒をみることができる父所有の申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

6番、令和3年10月15日付け、農振除外済みの案件です。

申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

受人は、中区平井三丁目の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、現居住地に近く、子どもの世話や通院に便利な申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

7番から10番及び15番は敷地を数区画に分けて転用するため、同時に説明します。

申請地は、いずれも令和3年10月15日付けで農振除外済みの案件で、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

7番、受人は北区奥田本町の借家に家族3人で居住していますが、子どもが生まれ家財道具が増え手狭になったため、勤務先に近く通勤に便利な申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

8番、受人は南区泉田一丁目の借家に夫婦2人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったことから、実家に近く、相互に協力し合える申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

9番、受人は南区東睦の借家に夫婦2人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の実家に近く、家族で協力して生活できる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

10番、受人は中区平井三丁目の借家に家族4人で居住していますが、子どもの成長により家財道具が増え手狭になったため、現居住地に近く、生活環境が変わらない申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

15番、受人は南区福富西一丁目の借家に家族5人で居住していますが、子どもの成長と家財道具が増え手狭になったため、夫の勤務先に近く通勤に便利な申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、

一般基準上も問題ないと考えます。

1 1 番、1 2 番は敷地を数区画に分けて転用するため、同時に説明します。

申請地は、いずれも農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

1 1 番、受人は北区南方四丁目の借家に夫婦2人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の勤務先と実家に近く、通勤や親の手伝いに便利な申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

1 2 番、受人は中区福泊の借家に夫婦2人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、夫の実家に近く、親の手伝いや将来子どもの面倒をみてもらいやすい環境の申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

1 3 番、1 4 番は敷地を数区画に分けて転用するため、同時に説明します。

申請地は、いずれも農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

1 3 番、受人は中区祇園の借家に夫婦2人で居住していますが、将来子どもが生まれ家財道具が増え手狭になるため、妻の勤務先と実家に近く、通勤や両親の世話に都合の良い申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

1 4 番、受人は中区乙多見の借家に夫婦2人で居住していますが、将来子どもが生まれ家財道具が増え手狭になるため、妻の勤務先と実家に近く、通勤や両親の世話に都合の良い申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

1 6 番から1 8 番は敷地を数区画に分けて転用するため、同時に説明します。

申請地は、いずれも農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

1 6 番、受人は中区中井の借家に家族4人で居住していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったため、現居住地に近く生活環境を変えることなく生活できる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

1 7 番、受人は中区今在家の借家に家族5人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え手狭になるため、現居住地に近く生活環境を変えることなく生活できる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

1 8 番、受人は中区中井の官舎に家族4人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え手狭になったため、現居住地に近く生活環境を変えることなく生活できる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、

一般基準上も問題ないと考えます。

19番、申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天駐車場及び露天資材置場で所有権を移転します。

受人は、中区円山に本店を置き主に建設業を営んでいますが、申請地近隣の事業量の増加に伴い露天駐車場及び露天資材置場の拡充が必要となったため、受人の土地に隣接する申請地を転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また転用面積、被害防除計画等、一般基準上問題ないと考えます。

以上です。

議長 中区協議会の協議の模様を石井協議会副会長さん、ご報告願います。

石井推進委員 1番から19番までの19件について審議した結果、事務局説明のとおり、許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 中区協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 次に、事務局から東区の説明をお願いします。

橋本係長 6ページ20番、申請地は農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地と判断され、転用目的は農家住宅です。

受人は現在、東区君津の実家に居住していますが、今年度から新規に就農し、また結婚もしたため、耕作地に近く、通作に便利な父所有の申請地に使用貸借権を設定し、農家住宅を建築しようとするものです。

申請地は1種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、父の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

21番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅です。

受人は現在、中区雄町の借家に妻と子供2人の4人で居住していますが、家財道具が増え、住居が手狭になったため、夫の勤務先や夫の実家に近い申請地を所有権移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

22番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅です。

受人は現在、中区赤田の借家に夫婦で居住していますが、妻の地元に戻るようになったため、妻の実家に近く、相互に協力できる妻の母所有の申請地に使用貸借権を設定し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、

一般基準上も問題ないと考えます。

23番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅です。

受人は現在、東区古都南方の借家に家族5人で生活していますが、子供の成長に伴い、住居が手狭になってきたため、現居住地に近く、通勤にも便利な申請地を所有権移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

24番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天駐車場で賃借権を設定します。現在一時転用中の案件です。

受人は、中区平井六丁目に本店を置き、一般貨物運送業を営んでいます。事業拡大に伴い、駐車場が不足しているため、平成31年1月18日付けで、農地法第5条一時転用許可を受け、露天駐車場として使用していますが、許可期間の満了に伴い、引き続き露天駐車場として利用するため、永久転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

25番、令和3年10月15日付で農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天駐車場です。

受人は現在、東区浦間で飲食店を営んでいます。借りている駐車場を返却することになったため、店舗に隣接し、非常に利便性の良い申請地を所有権移転し、露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

26番、令和2年5月12日付で農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天資材置場です。

受人は、南区浦安本町に本店を置き、産業廃棄物処理業を営んでいます。東区宝伝に設置している産業廃棄物最終処分場で必要とする真砂土や土砂などの埋立用資材や排水用製品等の建設資材の置場が不足しているため、事業地に隣接する申請地を所有権移転し、露天資材置場に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

27番、令和3年5月18日付で農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は分家住宅です。

受人は現在、東区金岡東町一丁目の借家に妻と子供2人の家族4人で居住していますが、子供の成長に伴い、住居が手狭になったため、実家に近く、将来両親の世話をするのに便利な父所有の申請地に使用賃借権を設定し、分家住宅を建築しよう



とするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の様を岡崎協議会長さん、ご報告願います。

岡崎推進委員 20番から27番までの8件について審議した結果、事務局の説明のとおり、許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 東区協議会の報告がありました、委員さん、何かご意見がありますか。

奥田委員 26番は産廃業者で、宝伝ですすでに最終処分場を運営しているということですが、今まで運営してきて地元の方から悪い情報が出てはないですか。会長の地元ですが・・・。

議長 今のところ特に問題はありません。地域に貢献するという点では、今年度から一部を岡山市と提携して避難場所としており、地域への貢献度は非常に大きいと思います。

議長 それでは、申請等(3)については、1番から27番までの27件を許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは、そのように決定します。

議長 次に、申請等(4)転用事業計画変更承認申請についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

川田主任 1番、令和2年2月4日付で農地法第5条転用許可済の案件です。

申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天駐車場、特定流通業務施設です。

当初転用目的は露天駐車場でしたが、主要業務である流通業務において、交通アクセスの良く、周辺に流通業務施設が集中していることから、更なる業務の効率化を図るため流通業務施設を建築するものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。中区担当委員さんから、露天駐車場としての利用がなされないまま変更申請に至ったことについて、当初計画されていた大型車輛28台分の駐車場の面積を縮小することなどから、当初の転用申請自体の必要性が信ぴょう性に欠けるのではという趣旨の意見がありました。中区協議会では、改めて申請人に対し事業計画の変更理由について、総会日を期限として理由書を求めたうえで担当委員さんに承諾をいただくことになりました。

昨日、申請代理人を通じて申請書の一部訂正と、変更申請に至る経過について理由書の提出があり、改めて変更計画について担当委員さんの承諾をいただきましたので、一般基準上も問題なしと考えます。

以上です。

議長 中区協議会の協議の様様を石井協議会副会長さん、ご報告願います。  
 石井推進委員 1番の1件について審議した結果、事務局説明のとおり、承認意見となっております。引き続きのご審議をお願いします。  
 議長 中区協議会の報告がありました、委員さん、何かご意見がありますか。  
 全員 ありません。  
 議長 それでは、申請等（4）については、1番の1件を承認と決定してよろしいか。  
 全員 よろしい。  
 議長 それでは、そのように決定します。  
 議長 次に、申請等（5）農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。  
 橋本係長 9ページ1番から11ページ11番までの11件で、権利取得の事由はすべて相続、権利の種類は所有権のみが9件、所有権と賃借権が1件、賃借権のみが1件で、内容をご覧のとおりです。あっせん等の希望はありません。各地区協議会では、いずれも全件受理意見となっております。  
 以上です。  
 議長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問はありませんか。  
 全員 ありません。  
 議長 それでは、申請等（5）については、1番から11番までの11件を受理と決定します。  
 議長 次に、別紙の申請等（6）農業振興地域整備計画の変更に関する意見についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。  
 橋本係長 別紙第1号議案、申請等（6）「農業振興地域整備計画変更に関する意見書について」をご覧ください。令和3年8月とりまとめ分で、内容についてはご覧のとおりです。委員さんからご意見をいただき、現地確認や協議を行った結果、変更案がまとめ、農林水産課から最終の意見照会がありました。各地区協議会でご審議いただいた結果、変更計画案は適当であるとの意見となっております。  
 以上です。  
 議長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問はありませんか。  
 全員 ありません。  
 議長 それでは、申請等（6）については、原案は適当であるとの意見でよろしいか。  
 全員 よろしい。  
 議長 それでは、そのように決定します。  
 次に、報告について、事務局から説明をお願いします。  
 川田主任 報告（1）農地法第4条第1項第8号の規定による転用届は、12ページ1番の1件で、転用目的は露天駐車場、専決日は備考欄のとおりです。  
 報告（2）農地法第5条第1項第7号の規定による転用届は、13ページ1番か

ら15ページ14番までの14件で、転用目的は、敷地拡張2件、露天資材置場等4件、事務所1件、トイレ・更衣室・物置1件、排水管理地1件、露天駐車場2件、宅地用地2件、共同住宅1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告(3)農地法第18条第6項の規定による合意解約通知は、16ページ1番から18ページ13番までの13件です。解約理由は転用目的が3件、耕作目的が10件で、離作料は記載のとおりです。

報告(4)農地法施行規則第29条第1号該当転用届は、19ページ1番から4番までの4件で、内容は農業用倉庫1件、進入路2件、農業用通路1件です。

報告(5)農地改良届は、20ページ1番と2番の2件で、内容は果樹園1件、普通野菜畑1件です。

以上です。

議長 これらの報告について、ご意見、ご質問はありませんか。

全員 ありません。

議長 何もないようでしたら、以上で第1号議案、農地法関係申請等は終了します。続きまして、第2号議案、農政関係等について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第2号議案について資料に従い説明。

議長 第2号議案、農政関係等について事務局から説明がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。最後に何かご意見等がありますか。

全員 ありません。

岸本職務代理者 それでは、他にご意見等がなければこれで終わりにしたいと思います。本日は、お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議ありがとうございました。

これをもちまして、閉会といたします。

閉会 午前10時48分

以上の議事の顛末を記録して相違ないので署名する。

議長

署名委員

署名委員